

工業会指定試験所制度申請のガイド

1. 指定を受けるための条件
2. 指定申請に必要な書類

2017年7月27日改定

(1) 申請する試験区分に対して、試験を行う能力があること。
具体的には、次の事項を審査します。

- ① 品質システムがJIS Q 17025に適合していること ¹⁾
- ② 申請する区分の試験(JIS)が実施可能であること ²⁾
- ③ 測定の不確かさが表明されており、技能試験等の結果が基準を満足していること ^{1) 3)}

注1) JNLA又はJCSS認定を取得されている場合には、審査の一部は免除されます。

注2) JNLA認定を取得されている場合には、審査の一部は免除されます。

注3) 技能試験等の結果が不満足な場合には、審査は是正処置の内容を勘案します。

(2) 表明された測定の不確かさが、**工業会指定試験所制度における拡張不確かさの上限値**を満たしていること。

指定を受けるための条件（つづき）

技能試験 確認内容	JNLA	JCSS	外部技能試験	試験所間比較
品質システム	認定証(登録証)の写し		JIS Q 17025チェックリスト	
技術能力	区分に関する 不確かさの見積表 (バジェットシート)			
	—	申請(追加)区分のJISのチェックリスト*		
	—	—	報告書 (必要な場合、 是正報告書)	個別又は 最終報告書 (必要な場合、 是正報告書)
認定取得・ 維持管理表明	声明書			
技術能力確認の 有効期限	認定(登録)が 維持されている期間		3年間	

(*:JIS, JLMA 500, 及びIAJapan JNG310S03に適合のこと)

指定申請に必要な書類

技能試験 申請時書類等	JNLA 認定試験所	JCSS 認定試験所	外部技能試験 参加試験所	試験所間比較 参加試験所
指定申請書	○	○	○	○
認定証の写し	○	○	—	—
JIS Q 17025チェックリスト	—	—	○	○
不確かさの 見積表 (バジェットシート)	○	○	○	○
申請(追加)区分の JISのチェックリスト	—	○	○	○
試験報告書	—	—	報告書 (必要な場合、 是正報告書)	個別又は 最終報告書 (必要な場合、 是正報告書)
認定に関する声明書	○	○	○	○
業態報告書	工業会会員外の初回申請時に限り提出			
申請費用	無料		有料(1申請 1万円)	

指定申請費用の改訂

改訂日：2017年4月10日

申請項目	従来の申請費用			改訂申請費用	
	直接申請 ¹⁾	JNLA申請 ²⁾		直接申請 ¹⁾	JNLA申請 ²⁾
<ul style="list-style-type: none"> 新規申請 試験区分追加申請 更新申請 	1万円 (税込)	無料		1万円	無料
<ul style="list-style-type: none"> 変更届け 	1万円	1万円		無料	無料
<ul style="list-style-type: none"> 直接→JNLA移行申請 	1万円			無料	

備考 1) 直接申請：試験所間比較結果をもとに工業会指定試験所制度に指定申請された案件

2) JNLA申請：JNLAおよびJCSS登録結果をもとに工業会指定試験所制度に指定申請された案件